

川崎市公告第879号

令和8年度商業者創業支援プログラム事業業務委託の業者選定に関する公募型企画提案の実施について、次のとおり公告します。

令和8年5月25日

川崎市長 福田紀彦

1 公募型プロポーザルに関する事項

- (1) 件名 令和8年度商業者創業支援プログラム事業業務委託
- (2) 業務の内容
 - ア 商業者創業支援プログラムの企画及び運営
 - (ア) 創業者育成講座
 - (イ) テストマーケティング
 - イ 受講者への個別フォローの実施
 - (ア) 講座受講前の個別フォロー
 - (イ) 講座受講中の個別フォロー
 - (ウ) ネットワーク構築支援
- (3) 委託期間 契約締結日～令和9年3月31日(水)まで

2 提案書の提出者の資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を備えた者とする。

- (1) 本事業と類似した取組の実績とノウハウがある者又は市内商業者とのネットワークを有する者を業務実施体制に組み込める者
- (2) 法人格を有する者
- (3) 令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿において、業種を「その他」、種目を「イベント」で登録されている者、または、登録申請中であり、企画提案審査会時点で登録される見込みである者
- (4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に基づく指名停止期間中でない者
- (5) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でない者
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第255号）に基づく再生手続開始の申立がなされていない者
- (7) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有することのない者
- (8) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75条）第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者
- (9) 団体又はその代表者が川崎市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者

3 提案者を特定するための選定基準

- (1) 企画提案の視点・内容
- (2) 提案内容の工夫
- (3) 事業実施体制

- (4) 取組意欲・積極性
- (5) 提案内容の実行可能性

4 担当部局

川崎市経済労働局観光・地域活力推進部商業者支援担当
〒210-8577 神奈川県川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎9階
電話(直通) 044-200-2330 FAX 044-200-3920
メールアドレス 28syogyo@city.kawasaki.jp

5 公募型企画提案実施要領の交付の期間、場所

- (1) 配付期間 令和8年5月25日(月)～令和8年6月1日(月)
(土曜日・日曜日を除く)
- (2) 受付場所 4の担当部局と同じ

6 参加意向申出書の受付期間、場所及び方法

- (1) 受付期間 令和8年5月25日(月)～令和8年6月1日(月)
(土曜日・日曜日を除く)
- (2) 受付場所 4の担当部局と同じ
- (3) 提出方法 持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残る方法に限る)により提出する。
持参の場合は事前に電話にて連絡をすること。提出期限最終日の午後4時まで
に必着のこと。

7 企画提案書の受付期間、場所及び方法

- (1) 受付期間 令和8年6月8日(月)まで
- (2) 受付場所 4の担当部局と同じ
- (3) 提出書類 企画提案書-8部、見積書-1部、見積書の写し-8部、業務実施体制・主な
事業実績(別添様式3)-8部、会社概要(パンフレット等)-8部
- (4) 提出方法 持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残る方法に限る)により提出する。
持参の場合は事前に電話にて連絡をすること。提出期限最終日の午後4時まで
に必着のこと。

8 企画提案書に使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

9 契約書作成の要否

要する

10 関連情報を入手するための照会窓口

4の担当部局と同じ

11 その他必要と認める事項

- (1) 業務規模概算額 6,830,000 円(消費税及び地方消費税を含む)
- (2) 提案書の作成及び提出に関する提出者の費用負担の有無
企画提案書の作成及び提出に係る一切の費用は、公募型企画提案参加者の負担とする
- (3) その他
 - ア 審査結果の発表は令和8年6月16日(火)を予定
 - イ 詳細については、令和8年度商業者創業支援プログラム事業企画提案実施要領、仕様書を参照すること